

# 令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託契約書（案）

委託者 分任支出負担行為担当官 東信森林管理署長 滝 勝也（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）は令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託（以下「委託事業」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

## （実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

### （1）委託事業名

令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業委託

### （2）委託事業の内容

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）及び仕様書のとおり

### （3）履行期限

令和9年3月16日

## （委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

## （委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金0円（うち消費税及び地方消費税の額0円・消費税率10%とする。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

## （契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

## （再委託の制限及び承認手続）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

#### （監督）

- 第6条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めるときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
  - 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受託者に通知するものとする。

#### （実績報告）

- 第7条 乙は、契約に基づく実行数量のいずれかに達したときは、速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。
- 2 乙は、受託事業が終了したとき（受託事業を中止し、又は廃止したとを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第11号）を委託者に提出しなければならない。

#### （検査）

- 第8条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。
- 2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙からは是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

#### （委託費の額の確定）

- 第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

#### （委託費の支払）

- 第10条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第16号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第11号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算（精算）払請求書（別紙様式第16号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

#### （過払金の返還）

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

#### （委託事業の中止等）

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

#### （計画変更の承認）

第13条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書（別紙様式第7号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

- 2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

#### （契約の解除等）

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

#### （違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 乙は、第17条の各号及び第18条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第21条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(物品管理)

第24条 委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理し、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別紙様式第9号）により報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、委託費により購入した物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別紙様式第10号）をするとともに、委託事業ごとに管理簿（別紙様式第14号）に登録しなければならない。この場合において、乙は、管理簿（写し）を委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。

3 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。ただし、乙において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別紙様式第17号）により申し出て甲の承認を受けなければならない。

4 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして甲が指定し乙が売払処分等により収益を得た場合は、乙は収益納付報告書（別紙様式18号）により甲に報告し、甲からの収益納付指示書による指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

(委託事業の調査)

第25条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第26条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して7年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。

5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第27条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第28条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第29条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第30条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第31条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第32条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第33条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第30条から第32条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第34条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

委託者 住 所 長野県佐久市臼田1822  
(甲) 氏 名 分任支出負担行為担当官  
東信森林管理署長 滝 勝也

受託者 住 所 〇  
(乙) 氏 名 〇〇〇〇  
〇〇〇〇

(別紙1)

## 仕 様 書

### 1. 事業名

令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業

### 2. 目的

本事業は、「国内希少野生動植物」及び「長野県希少野生動植物保護条例の特別指定希少野生動植物」であるイヌワシの保護及び繁殖環境の保全を目的とする。

### 3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月16日まで

### 4. 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

#### (1) 事業箇所

和田山国有林、西内国有林等、上田市及び長和町周辺の東信森林管理署管内の国有林を主とするが、イヌワシの行動範囲は広域であることから、隣接する国有林及び民有林（松本市四賀地区）も含む地域とする。

#### (2) 調査内容

- ① イヌワシの繁殖期に人為的被害を防止するための保護巡視
- ② 繁殖及び個体確認、採餌環境の調査
  - ・東信森林管理署管内の国有林では、イヌワシの繁殖状況及び個体確認、古巣等を含む営巣地確認調査を行う。また、隣接する国有林、民有林等も含める地域では、飛翔状況調査を行う。
  - ・イヌワシの狩場、採餌行動等の調査を行う。
- ③ 事業実施の可否等についての報告
  - ・調査対象地域の森林整備事業実施について、地元有識者の意見聴取を実施し、施業実施の可否及びイヌワシへの影響等について聞き込みを実施する。
- ④ イヌワシに関する保護・愛護思想の啓発
- ⑤ 営巣地等に支障があると思われる立木等の確認を行う。
- ⑥ その他指示事項

(3) その他

別添の工程に基づいて調査を行うこと。

5. 資料等の貸与及び返還

次の資料を貸与するので、業務終了時に返還すること。

- ・過去3年間の事業報告書

6. 成果品

(1) 事業報告書の提出

契約書別添書式を参考に事業報告書を作成し、電子ファイルを保存した電子媒体（CD又はDVD）とともに、2部提出する。

(2) 活動状況写真の撮影

事業活動状況、及び野生動植物の写真を撮影して報告書と併せて提出する。

(3) 事業報告書等の提出期限

事業報告書は、令和9年3月16日までに提出する。

事業名：令和8年度 希少野生動植物種(イヌワシ)保護管理事業

(単位：時間)

区分	項目	国有林	技術者	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
				巢立時期	巢外育雛期			求愛期		造巣期		抱卵期			
現地調査	飛翔状況調査	和田山外	調査技師												
			主任調査員												
			調査員							16	16	16			48
		西内外	調査技師												
			主任調査員	8				8					8		24
			調査員	24		16		16		16		16			88
	古巣等営巣地確認調査	西内	調査技師												
			主任調査員	4										4	
	採餌環境調査	西内	調査技師												
			主任調査員	4		4		4		4				16	
調査員			4		4		4		4				16		
まとめ等	計画準備	調査技師													
		主任調査員	4										4		
		調査員													
	とりまとめ	調査技師											4	4	
		主任調査員					8			4	4	4	4	20	
		調査員					8		8	8	8	8	8	32	
	地元有識者意見聴取	調査技師												4	
		主任調査員							4					4	
調査員															
打ち合わせ	調査技師												4		
	主任調査員	4											4		
	調査員														
技術者内訳	調査技師												4	4	
	主任調査員			24		4		20	4	4	4	12	12	84	
	調査員			32		20		28		36	24	40	8	188	
	計			56		24		48	4	40	28	52	24	276	

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
委託事業計画書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○  
住所 ○○○○  
氏名 ○○ ○○

1 事業内容

(1) 事業実施方針

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」仕様書に基づき事業を実施する。

(2) 調査項目及び調査対象

(3) 事業実施期間(予定)

(4) 担当者

(5) 調査及び報告の方法

2 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
委託費		うち消費税及び地方消費税の額

(2) 支出の部

区分	予算額	備考
直接事業費		
共通仮設費		
現場管理費		
事業原価		
消費税		
計		

(注) 1. 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すること。

2. 人件費については、別紙人件費明細書に基づき、経理しておくこと。

3. 原則として区分毎に消費税込みの金額で表示するものとするが、これによりがたいときは消費税の項目を設けて表示することができるものとする。

(3) 物品購入計画

品目	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		

(注) 記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるもののうち取得価格が50,000円以上の物品とする。

3 再委託先等

(1) 氏名または名称

(2) 住所

(3) 業務の範囲

(4) 必要性及び契約金額

(契約の相手方が共同事業体(コンソーシアムを含む。))

4 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名	ウ 構成員の事業内容
	住所	委託限度額: 円
	名称	
	住所	委託限度額: 円
	名称	
	住所	委託限度額: 円
	名称	

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員力及実施する課題名を記載すること。
- ・ウ構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

5 再委託先等

氏名又は名称	住所	業務の範囲	必要性及び契約金額

監督職員 經由	令和 年 月 日
	氏名 印
記事	

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
委託事業実績報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和0年0月0日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」について、下記のとおり事業を実施したので、契約書第の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の実施状況

- (1) 事業内容
- (2) 事業実施期間
- (3) 担当者
- (4) 事業の成果

2 事業予算

(1) 収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
委託費					うち消費税及び 地方消費税の額 00円
計					

(2) 支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
委託費					
計					

(注) 1 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すること。

2 人件費については、別紙人件費明細書に基づき、経理しておくこと。

監督職員 令和 年 月 日

經由 氏名

印

記事

(別紙様式第16号)

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
精算払請求書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和年月日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」について、  
下記により委託費金0円也を精算払により支払されたく請求します。

記

委託費	請求額	事業完了年月日

振込先:

口座名義:

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
計画中止申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○  
住所 ○○○○  
氏名 ○○ ○○

令和年月日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」について、下記のとおり事業を中止したいので、契約書第の規定により承認されたく申請します。

記

1 中止の理由

2 中止しようとする事業計画または事業内容

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出状況

区分	令和年月日 現在支払済額	残額	支出予定額	中止に伴う 不用額	備考

3 変更経費区分

- (1) 事業について
- (2) 経費について
- (3) 経費支出状況

区分	支出予定額	算出基礎			
		名称	数量	単価	金額

監督職員	令和 年 月 日
経由	氏名 印
記事	

(別紙様式第7号)

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
計画変更承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和0年0月0日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」について、下記のとおり変更したいので、契約書第の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画または事業内容

3 変更経費区分

監督職員	令和 年 月 日
経由	氏名 印
記事	

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、変更に係わる部分についてのみ当初計画(上段括弧書)と、変更計画(下段裸書)を明確に区分して記載すること。

(別紙様式第9号)

## 使用不能報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和0年0月0日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨報告します。

### 記

#### 1 委託事業により取得した物品

品目	規格	数量	購入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

#### 2 使用できなくなった理由

監督職員	令和 年 月 日
経由	氏名 印
記事	

(別紙様式第10号)

【物品標示票例】

物品標示票	
委託事業名	〇〇〇委託事業
品名	
物品番号	
取得年月日	令和 年 月 日
備考	



(別紙様式第17号)

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
継続使用申出書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和0年0月0日付け契約の「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」より取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1 継続使用を要する物品

品目	規格	数量	購入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 同種の事業の目的・事業内容

- (1) 目的
- (2) 事業内容
- (3) 継続使用する理由

監督職員	令和 年 月 日
経由	氏名 印
記事	

(注) 継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

「令和8年度希少野生動植物種（イヌワシ）保護管理事業」  
収益納付報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東信森林管理署長 滝 勝也 殿

受託者 ○○○

住所 ○○○○

氏名 ○○ ○○

令和年月日付け第号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等したところ、収益を得たことを報告します。

なお、収益額は指示により国庫に納付します。

記

1 収益を得た物品

品目	規格	数量	購入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2 売払処分等年月日

令和 年 月 日

3 売払処分等の金額

円

4 売払処分等の種別

売払

監督職員	令和 年 月 日
經由	氏名 印
記事	